

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和三十二年広島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五条から第七条まで 削除	<p>（健康被害の報告）</p> <p>第五条 条例別表第一第七号ロの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項三 健康被害に係る情報の提供があつた年月日及び提供された情報の内容四 その他知事が必要と認める事項 <p>（健康被害につながるおそれが否定できない情報の報告）</p> <p>第五条の二 条例別表第一第七号ハの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項三 製造等を行った食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入等の情報であつて健康被害につながるおそれが否定できないものの提供があつた年月日及び提供された情報の内容四 その他知事が必要と認める事項 <p>（販売等を禁止される食品等の報告）</p> <p>第六条 条例別表第一第七号ニの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項三 取り扱う食品等が販売等を禁止されるものに該当することが判明した年月日及び判明した事実の内容

<p>（基準の緩和等） 第十一条 条例第三条に規定する知事が規則で定める措置は、別表のとおりとする。</p>	<p>四 その他知事が必要と認める事項</p> <p>（自主回収の着手の報告） 第七条 条例別表第一第八号ロの規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 製造等が行われた事業所の名称及び所在地</p> <p>二 商品名、形態、製造番号その他の取り扱う食品等を特定する事項</p> <p>三 取り扱う食品等の販売先等に係る事項</p> <p>四 回収に着手した年月日</p> <p>五 回収の理由及び方法</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p> <p>（基準の緩和等） 第十一条 条例第四条に規定する知事が規則で定める措置は、別表のとおりとする。</p>
---	---

別記様式第一号及び別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」とし、「明治 年 月 日生を」と改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」とし、「別表第3」を「別表第2」に改める。

別記様式第五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号の二中「平成 年 月末日まで」を「 年 月末日まで」に改める。

別記様式第五号の三から別記様式第十号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 施行日から令和三年五月三十一日までの間は、食品衛生法に基づく営業の基準等に關する条例の一部を改正する条例（令和二年広島県条例第十六号）附則第三項によりなおその効力を有するものとされる食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）別表第一第七号ロから二まで及び第八号ロの規定による報告は、この規則による改正前の食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第五条から第七条までの規定により行うものとする。

3 旧規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、

この規則による改正後の食品衛生法施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。